

入札説明書等に関する質問回答書（第2回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回答欄
1	入札説明書	6	第3章	8	(2)	事業期間	設計・建設業務期間としてマテリアルリサイクル推進施設の建設は令和12年3月31日までとありますが、付帯施設の建設は令和13年3月31日までと考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。 マテリアルリサイクル推進施設の稼働に支障がない付帯施設等はR13年3月までとします。
2	入札説明書	18	第4章	4	(9)エ5)	対面的対話実施に当たっての注意事項	「要求水準書に規定されている内容以外の提案については、対面的対話において本市に確認すること」と記載されていますが、要求水準を満足することを前提として、施設配置、設備構成、搬送方式等に関する独自提案がある場合、その可否を対面的対話時にご教示いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。 対面的対話時及び質問回答及び提案事項に関する確認事項の回答で提案の可否を示します。 なお、対面的対話時の提案に対して、助言や評価は行いません。
3	入札説明書	41	入札説明書添付資料ー4	リスク分担表	共通	法令変更リスク	「上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法令の変更・新設に関するリスク」が事業者の主分担となっていますが、法令の変更・新設に関し、追加設備設置費及び維持管理費が必要となる場合は、貴市の費用分担と考えて宜しいですか。	お見込みの通りです。 法令の変更・新設に関し、追加設備設置費及び維持管理費が必要となる場合は、本事業の施設建設・運営・維持管理業務に係る法令の変更・新設に関するリスクです。
4	入札説明書	41	入札説明書添付資料ー4	リスク分担表	共通	不可抗力リスク	「計画段階で想定しない暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り・落盤・落雷等の自然災害及び……」は想定外のため、事業者負担ではないと考えますが、負担区分が事業者に「△」と表現されていますので、具体的な事業者の負担内容をご教示ください。	運営・維持管理業務委託契約書（案）の「別紙3 不可抗力の場合の費用分担（第32条）」に記載の通り、不可抗力が生じた場合は、1事業年度中に発生した増加費用又は損害の100分の1に至るまでは受注者が負担するためです。
5	入札説明書	42	入札説明書添付資料ー4	リスク分担表	運営・維持管理段階	施設損傷リスク	「事業者の善管注意義務違反がない限りにおける、処理不適合物の混入に起因するもの」については、貴市負担とされています。一方、「事業者の善管注意義務違反による処理不適合物の混入に起因するもの」は、事業者の負担とされています。弊社では、処理不適合物の混入に対し、事故防止策の設備対応提案及び維持管理業務における不適合物除去に努めますが、善管注意義務違反の有無をどのような基準で判断されるのかをご教示ください。	社会通念上通常期待される注意義務を尽くしていたと認められる場合には善管注意義務違反はないものと判断し、これを欠くと認められる場合には違反があるものと判断します。 なお、具体的判断に当たっては、要求水準書等の履行状況を考慮し、協議により決定します。
6	入札説明書	42	入札説明書添付資料ー4	リスク分担表	運営・維持管理段階	施設損傷リスク	「事故や火災等により、本施設が損傷した場合」について、事業者負担との記載がありますが、事業者に帰責事由がある場合に限るとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
7	入札説明書	42	入札説明書添付資料ー4	リスク分担表	運営・維持管理段階	ごみ等の質・量に関するリスク	「当初想定したごみ等の質・量から実際のごみの質・量が著しく変動した場合」とありますが、特に処理量が増減した場合の精算規定（改定の対象となる費用）をご教示ください。	運営・維持管理業務委託契約書（案）の第28条及び第29条をご確認ください。
8	入札説明書	42	入札説明書添付資料ー4	リスク分担表	運営・維持管理段階	土壌汚染	「本事業の実施に伴い発生した土壌汚染に関するもの」は事業者負担とありますが、これは事業者に帰責事由がある場合に限るとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
9	入札説明書	45	入札説明書添付資料ー5	4	(1)	物価変動等の指標	固定費ⅰの「その他」とは、P432（2）運営・維持管理業務に係る対価の表中の「事務費、負担金等、保険等、その他費用」を指すと考えて宜しいですか。また、固定費ⅱの「その他」も同様に、「測定分析費、建築設備保守費、清掃費、環境整備費等」と考えて宜しいですか。	お見込みの通りです。

10	入札説明書	45	入札説明書添付資料 ー5	4	(2)	改定の条件	「改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、改定の対象となる費用の中で±1.5%（下記（3）アに示す改定割合に±0.0151以上の増減があった場合であり、小数点以下第3位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第3位未満は切り捨てるものとする）を超過する増減があったものに対して、改定を行うものとする。」とありますが、改定対象の費用とは、人件費、その他、電気基本料金、水道基本料金等の個別で計算されるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
11	要求水準書 第1編	2	第1章	第1節	1-4-1	事業期間	解体撤去工事対象となる既存施設の図面は前回頂いた図面を正として宜しいでしょうか。	改めて配布します。
12	要求水準書 第1編	2	第1章	第1節	1.4.1	事業期間	既存焼却施設の解体工事は契約後、施工計画書等の提出・承諾及び関係機関への届出等の解体工事の着手に必要な手続きが完了すれば、速やかに実施しても宜しいでしょうか。	お見込みの通りですが、職員控室確保のため、解体工事着手までに仮設職員控室の完成が必要です。
13	要求水準書 第1編	3	第1章	第2節	1.6.1	本施設の設計・施工業務	許認可申請手続きについて、本施設は盛土規制法に基づく規制対象とならない公共施設用地と考えておりますので、本事業地内で実施する盛土等に関する工事について、盛土規制法上の適用除外と考えてよろしいでしょうか。	関係機関との協議によります。
14	要求水準書 第1編	4	第1章	第2節	2.5	(2)都市計画決定	「令和9年6月頃変更予定(その他施設)」とありますが、工事期間中は借地①②にて既存施設を運用継続することとなりますので、本施設運用開始直前までは、都市計画法上のごみ処理施設として継続使用されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
15	要求水準書 第1編	4	第1章	第2節	2.5	(2)都市計画決定	本事業の建設用地内に計量棟やコンテナ置場など中継施設と供用する設備を設置しますが、都市計画決定範囲に位置することから、都市計画法や建築基準法上の整理を行う必要があると考えます。落札後に関係期間と協議開始した場合、事業スケジュールに影響を及ぼす可能性があります。貴市のお考えやご予定をお示し願えますでしょうか。	事業スケジュールに影響を及ぼす可能性は少ないと考えています。
16	要求水準書 第1編	4	第1章	第2節	2.7	搬入道路	工事中の工事車両は、「添付資料3」に示すルートを使用することとなっておりますが、安全確保のため、借地①②への接道を工事用車両の出入口として利用するなど、事業者提案としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
17	要求水準書 第1編	5	第1章	第2節	2.8	敷地周辺設備 (2)	上水は、φ100mm量水器以降で既設中継施設への配管から分岐しますが、本リサイクル施設側に任意の量水器を設置し、中継施設との使用量比で基本料金を含めた応分の負担額を貴市に納めることで宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
18	要求水準書 第1編	5	第1章	第2節	2.8	敷地周辺設備 (5)	浄化槽は既設中継施設に設置されている浄化槽とは別に、新たに本リサイクル施設専用の浄化槽を設置することで宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
19	要求水準書 第1編	8	第1章	第3節	3.4	工事計画	(5)に、資源ごみ保管施設の機能を敷地内に移設とありますが、⑯残置灰置場に移設しても宜しいでしょうか。	提案を可としますが、移設する場合は、残置灰置場の清掃等を実施してください。
20	要求水準書 第1編	8	第1章	第3節	3.4	工事計画 (1)	工事期間中、運用を継続する施設について記載がありますが、「添付資料1 現況配置図」における以下の施設は運用継続施設には含まないと考えてよろしいでしょうか（現地視察時に作業が行われているとお見受けしました）。 ④ごみ搬入退出路下部の作業エリア ⑭プレハブ2階建ておよび隣接するストックヤード ⑮残置置場内の作業エリア ⑯資源ごみ梱包保管庫 ⑰作業場屋根の作業エリア ⑱計量棟	各施設の運用については以下の通りを考えています。 ④作業エリアを移動させます。 ⑭工事中は運用。 ⑮西半分は運用。 ⑯⑮の東半分へ移動します。 ⑰作業エリアを移動させます。 ⑱新しい計量棟が出来るまで運用
21	要求水準書 第1編	8	第1章	第3節	3.4	工事計画 (5)	移設を計画するにあたり、ベットボトル圧縮梱包処理機能の仕様（メーカー・型式・重量・配置・寸法等・必要電源等）のわかる資料およびCADデータをご提供いただけますでしょうか。	別途資料を配布します。

22	要求水準書 第1編	9	第1章	第3節	3.5	全体配置 (6)	借地③は令和11年度末に返却予定とありますが、令和12年度は令和11年度まで稼働する既存施設の解体及び外構工事を行う必要があります。中継施設のコンテナは借地③に係る箇所に設置されており、コンテナを本工事範囲内に移設することは困難と考えます。このため、借地③の返却時期を令和12年度末（借地①②の返却予定と合わせる）に変更願えないでしょうか。	工事完了まで延長する予定です。
23	要求水準書 第1編	11	第1章	第3節	3.12	処理フロー（参考）	施設の省スペース化や効率的な運用を図る観点から、要求される処理能力および品質を満たすことを条件として、ペットボトルラインとプラスチック製容器包装ラインを、曜日や運転時間を分けて兼用する「1ライン処理」として提案してもよろしいでしょうか。 （「令和7年10月参考見積仕様書に対する質問・回答書」では、「事業者提案とします。」と回答いただいております）	提案を可とします。
24	要求水準書 第1編	13	第1章	第4節	4.2.2	計画処理量	ヤード容量の貯留量日数を算定するにあたり、計画年間稼働日数をご教示いただけますでしょうか。	運営に関わる設備等の稼働日数については、提案によるものとします。
25	要求水準書 第1編	13 14	第1章	第4節	4.2.2 4.2.3	粗大ゴミ	4.2.3計画ゴミ質表に畳・ふとん・ビニールシート類（搬入時は粗大ゴミとして分類される）とありますので、4.2.2の 1)粗大ゴミ量の845t/年には、13) 畳・ふとん・シート類の105t/年が含まれていると考えれば宜しいでしょうか。あるいは、粗大ゴミ量は105t/年を加えた950t/年と考えれば宜しいですか。	粗大ゴミ量は845 t/年、畳・ふとん・ビニールシート類は105 t/年です。
26	要求水準書 第1編	13	第1章	第4節	4.2.2 4.2.3	粗大ゴミ	4.2.3計画ゴミ質表の粗大ゴミにペットマットがありますが、概ね、平均及び最大の搬入量（枚数）をご教示ください。	ペットマットは、月に10～15枚の搬入量があります。
27	要求水準書 第1編	14	第1章	第4節	2.3. (3)	搬入形態	ペットボトル、その他プラスチック製容器包装の搬入時袋とありますが、市販の半透明袋と考えて宜しいでしょうか？	お見込みの通りです。
28	要求水準書 第1編	14	第1章	第4節	2.3. (3)	搬入形態	収集車による搬入日は市ホームページで公表している収集カレンダーを確認すること。とありますが、カレンダーに記載のないその他プラスチック製容器包装や使用済み食用油などの搬入日、搬入量などご教授ください。また、各ゴミ種の曜日ごと、月ごとの搬入量などご教授ください。	その他プラスチック容器包装は、週1～2日の搬入で1～4トン/日を予定しています。 使用済み食用油は第4月曜のみの搬入で300～400kg/日です。 各ゴミ種の搬入量については、令和7年度の実績データを配布します。
29	要求水準書 第1編	15	第1章	第4節	4.3.1	(4)貯留・搬出	不燃残渣はヤード保管、可燃残渣はパンカ又はヤード保管とあり、一方、P89 3.13搬出設備では、選別後の可燃物及び不燃物は貯留パンカに貯留とありますが、不燃物はヤードに保管し、可燃物はパンカ貯留後、車両にてゴミ中継施設のビッドに搬出として宜しいでしょうか。	提案を可とします。
30	要求水準書 第1編	17	第1章	第4節	4.4	搬出入車両	施設計画の検討にあたり、直近3か年分の計量実績データ（月別・日別のゴミ種別搬入重量及び搬入台数）を電子データでご提供いただけますでしょうか。	別途資料を配布します。
31	要求水準書 第1編	52	第1章	第14節	14.10	(4)工事用駐車場、資材置場等の確保	2)発注者が提供する敷地ですが、工事期間中使用可能と考えてよろしいでしょうか。又、出入りに対して時間制限があるのでしょうか。提供頂ける敷地に関しては、無償と考えて宜しいでしょうか。	工事期間中使用可能です。 出入りに関しては、時間制限がありますが承諾のもと変更可です。 有償で提供します。提供する敷地の使用には、行政財産使用料（49,800円/月※提供可能範囲全てを使用した場合の概算）が必要となります。
32	要求水準書 第1編	52	第1章	第14節	14.10	仮設工事 (5) 工事期間中の職員用控室の確保	3)執務に必要なパソコン、図書、事務機器・机・椅子・ロッカー・コピー機・ファックス等を建設事業者が用意することとありますが、執務を行うのは8名で20名は休憩室としての利用という認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
33	要求水準書 第1編	53	第1章	第14節	14.10	仮設工事 (5) 工事期間中の職員用控室の確保	工事期間中の職員用控室のトイレ及び給水設備については中継施設利用とさせていただけないでしょうか。	トイレは中継施設利用を可としますが、給水設備は設置してください。

34	要求水準書 第1編	53	第1章	第14節	14. 10	仮設工事 (6) 仮設トイレの確保	現地視察時に既存施設運転員は中継施設のトイレを使用しているとお伺いしました。既存処理施設で現在使用しているトイレはないものと認識しておりますので、工事中も中継施設のトイレを使用いただけないでしょうか。	仮設トイレを設置してください。
35	要求水準書 第1編	55	第1章	第14節	14. 11. 5	既存工作物及び地中障害物等	…発注者が提示した資料からでは想定できない既存工作物・地中障害物等が存在した場合は、…建設事業者の負担により適正に処分すること。とありますが、想定できない既存工作物の撤去処分費は見積もられませんので、発注者の負担として宜しいでしょうか。	事業者が合理的に想定できなかったと認められる場合に限り、当該費用は発注者の負担としますが、その取扱いの詳細については協議のうえ決定するものとします。
36	要求水準書 第1編	55	第1章	第14節	14. 11. 8	復旧	敷地中央を南北に横断する暗渠水路が見受けられますが、当該暗渠水路の現状の利用用途並びに設置位置及び深さが分かる資料（平面図、断面図等）をご提供いただけますでしょうか。	深さについては、不明です。設置位置の資料については、別途提供します。
37	要求水準書 第1編	55	第1章	第14節	14. 11. 8	復旧	本事業区域内に、法定外公共物および既に用途廃止されている用地（里道・水路）はありますか。	令和元年に里道・水路は用途廃止しています。
38	要求水準書 第1編	56	第1章	第14節	14. 11. 11	作業日及び作業時間	解体に対する調査の実施、各許認可申請期間の確保、敷地内施設稼働等の各種工事条件により、工程の確保が困難となることが想定されます。このため、土曜日、祝日については事前書類の承諾がなくても作業を行えるようにしていただけないでしょうか。	土曜、祝日については作業可としますが承諾方法は協議のうえ決定するものとします。
39	要求水準書 第1編	57	第1章	第14節	14. 11. 12	工事に伴う環境調査	濁水の上流・中流・下流の調査とは、どの河川又は水路、及びどのような地点の想定でしょうか。事業用地に対する位置の設定などお示し願えますでしょうか。	放流地点を中間とし、上流及び下流の地点を想定しています。
40	要求水準書 第1編	71	第2章	第1節	1. 11. 4	送風機	弊社では、小型送風機の場合、軸受温度計の取付が出来ない構造の機種を選定していますので、メンテナンスにおいて温度管理するものとしても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
41	要求水準書 第1編	76	第2章	第2節	2. 3	プラットホーム出入口扉	形式〔大型引き戸〕と指定されていますが、非常用発電機を設置するため、電動式の高速シャッター又は電動シャッター＋シートシャッターとして宜しいでしょうか。	提案を可とします。
42	要求水準書 第1編	89 90	第2章	第3節	3. 13. 1 3. 13. 2	可燃物貯留バンカ 不燃物貯留バンカ	各貯留バンカを個々に設けるのではなく1基とし中仕切りにて個々に貯留することで宜しいでしょうか。また、必要に応じて一時コンテナ受け後、ヤード保管としても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
43	要求水準書 第1編	95	第2章	第4節	4. 4	かん・びん選別機	スチール缶を選別する磁選機については保証能力が満足できるものであれば磁力調整が可能な永磁式の採用は宜しいでしょうか。	提案を可とします。
44	要求水準書 第1編	98	第2章	第4節	4. 9	缶類圧縮機	缶類圧縮機による成形品はトラックに積み替えトラックスケールで計量しますので、自動定量容積による圧縮運転として宜しいでしょうか。	提案を可とします。
45	要求水準書 第1編	100	第2章	第4節	4. 10. 2	びんストックヤード	(6)特記事項2)最小間口幅は〔3.0〕m以上とすること。とありますが、弊社が準備する重機による搬出に支障がない場合は〔2.5〕m以上としても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
46	要求水準書 第1編	101 ～ 109	第2章	第5節	5. 2 5. 3 5. 4 6. 4 6. 5	ペットボトルライン プラスチック製容器ライン	ペットボトルラインと、プラスチック製容器ライン選別を曜日や運転時間を変えて処理を行う 1ライン処理としても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
47	要求水準書 第1編	104	第2章	第5節	5. 6	ペットボトル圧縮梱包機	ペットボトル圧縮梱包機による成形品はトラックに積み替えトラックスケールで計量しますので、自動定量容積による圧縮運転として宜しいでしょうか。	提案を可とします。
48	要求水準書 第1編	111	第2章	第7節	7. 7	プラスチック製容器包装圧縮梱包機	プラスチック製容器包装圧縮梱包機による成形品はトラックに積み替えトラックスケールで計量しますので、自動定量容積による圧縮運転として宜しいでしょうか。	提案を可とします。

49	要求水準書 第1編	111	第2章	第7節	7.7	プラスチック製容器包装圧縮梱包機	結束(梱包)方法はPPバンド+袋掛けとして宜しいでしょうか。	提案を可とします。
50	要求水準書 第1編	128	第2章	第11節	11.3	受配変電盤設備	ごみ中継施設への高圧分配と記載がありますが、電力会社との協議により現状と同じ、本施設の専用受電として宜しいですか。	電力会社との事前協議により、本施設への専用受電が認められる場合は、提案を可とします。
51	要求水準書 第1編	150	第2章	第12節	12.9	計装用空気圧縮機	計装用空気圧縮機は十分に余裕を見ることが条件とし、雑用空気圧縮機と兼用可能として宜しいでしょうか。	計装設備に問題がないのであれば提案を可とします。
52	要求水準書 第1編	150	第2章	第12節	12.9	計装用空気圧縮機	計装エアーを必要とする機器がない場合は、不要と考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
53	要求水準書 第1編	165	第3章	第2節	2.1.2.9	運転員関係諸室	運営・維持管理業務は弊社運転員及び弊社が委託する福祉団体の職員が行うため、必要とする居室計画として宜しいでしょうか。	提案を可とします。
54	要求水準書 第1編	166	第3章	第2節	2.1.3	管理部門平面計画	表中の「湯沸室」は使用勝手を優先し、事務所等に併設する仕切り壁等を計画した「湯沸コーナー」としても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
55	要求水準書 第1編	174	第3章	第2節	2.5.1	工場棟 (5) 共通事項	3) 工場棟の鉄骨部分について、OP仕上とすることと記載がありますが、現在主流のSOP仕上に読み替えてもよろしいでしょうか。 また、二次部材を含めると塗り斑や施工不可となる箇所も多数発生し、色彩の統一が困難となる可能性が高いため、屋内の仕上げにつき美観向上の点から錆止め塗装までとさせて頂けますでしょうか。	SOP仕上の提案を可とし、屋内の仕上塗装についても、提案を可とします。
56	要求水準書 第1編	175	第3章	第3節	3.1.1 (2)	敷地造成工事	購入土を使用する場合、搬入等の条件(例えば、事前分析が必要などの場合、その試験項目や頻度等)があればご教示ください。	購入土を使用する場合、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に準拠し、それに定められている特定有害物質が含まれていないことを確認してください。
57	要求水準書 第1編	179	第3章	第3節	3.2.8	駐輪場	建築計画に影響することから、駐輪場台数を40台と想定した場合のバイクと自転車の内訳をご教示いただけますでしょうか。	バイク20台 自転車20台とします。
58	要求水準書 第1編	179	第3章	第3節	3.2.9	コンテナ置場	コンテナ10台分を保管する置場を整備すると記載がありますが、現況配置図では8台分に読み取れます。敷地面積が限られているため、8台分を確保する計画とし、実施協議にて確保可能となれば10台分を確保する計画でよろしいでしょうか。	10台分確保してください。
59	要求水準書 第1編	180	第3章	第3節	3.2.11	借地返却のための敷地整備工事	借地返却にあたり、土地利用計画によっては、宅地造成等規制法による造成工事の許可(以降、宅造許可)等の各許認可申請が必要になる場合がありますが全体工程に影響を及ぼすことが想定されます。このため、借地の返却後における土地利用計画(目的・用途等)をご教示いただけますでしょうか。	用途未定であり受注者が決まり次第、土地所有者と協議を行います。
60	要求水準書 第1編	180	第3章	第3節	3.2.11	借地返却のための敷地整備工事	上記に伴い必要となる許認可申請について、現時点で貴市にて想定されているものがあれば、併せてご教示いただけますでしょうか。	現時点では奈良国道事務所、奈良県と事前協議を行っています。
61	要求水準書 第1編	180	第3章	第3節	3.2.11	借地返却のための敷地整備工事	「建設用地及び借地の一部と国道24号線の歩道の間には、奈良国道事務所からの借地がある」と記載がありますが、具体的な敷地範囲および返却条件についてご教示いただけますでしょうか。	範囲については別途提供します。 返却条件については花壇、フェンス、樹木を全て撤去し歩道の現状復帰を予定しています。
62	要求水準書 第1編	180	第3章	第3節	3.2.11	借地返却のための敷地整備工事	上記に伴い、借地に対して占用許可の申請書類等がありましたらご提供いただけますでしょうか。	別途提供します。

63	要求水準書 第1編	180	第3章	第3節	3.2.11	借地返却のための敷地整備 工事	添付資料5の借地①②の整備について、観測井戸の設置及びモニタリングを行うこととあります。 借地返却後のモニタリングは事業者所掌の認識で、借地に立ち入って実施する想定でよろしいでしょうか。 その場合、「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル」（2009年10月／土木研究センター）に基づき、2年間（年4回）で計画してよろしいでしょうか。	観測井によるモニタリングについては、原則として工事期間中（形質変更期間中）とします。 借地返却後もモニタリングを実施する場合は、別途協議により詳細を決定します。
64	要求水準書 第1編	180	第3章	第3節	3.2.11	借地返却のための敷地整備 工事	要求水準書には、建設用地及び借地の一部と国道24号線のとの記載がありますが、国道165号線と読み換えて宜しいでしょうか。	国道165号線が正となります。
65	要求水準書 第1編	180	第3章	第3節	3.2.11	借地返却のための敷地整備 工事	返却する借地については、添付資料5の整備内容（①及び②の整備）に示されるとおり、形質変更時要届出区域において、汚染深度確定の詳細調査を実施し、形質変更時要届出区域の指定解除することが条件でしょうか。 その場合、詳細調査及び土壌汚染対策工事にかかる費用は、設計変更対象になると考えて宜しいでしょうか。	汚染深度確定の詳細調査や観測井の設置、周囲への拡散を防ぐための対策工事等は事業者の所掌において実施することとしますが、形質変更時要届出区域の指定解除は本事業では実施しない予定であるため、設計変更対象ではありません。
66	要求水準書 第1編	180	第3章	第3節	3.2.11	借地返却のための敷地整備 工事	添付資料5の整備内容（①及び②の整備）には、地下水汚染が生じていないこと確認し続けるための、観測井の設置とモニタリングを行うことと記載されていますが、観測井によるモニタリング期間は形質変更期間中（事前事後含む）のみでよろしいでしょうか。また、形質変更後は観測井は撤去することによろしいでしょうか。 さらに、観測井の設置数は1か所を計画しますが、行政協議により本数等が増加する場合、設置工事にかかる費用は、設計変更対象になると考えて宜しいでしょうか。	観測井によるモニタリング期間については、お見込みの通りです。 形質変更後は観測井は撤去とします。 観測井の設置数は、原則として1か所とし、増加する場合は、別途協議により、設計変更することとします。
67	要求水準書 第1編	180	第3章	第3節	3.2.11	借地返却のための敷地整備 工事	添付資料5の整備内容（③の整備）には、地質調査及び土壌汚染調査を各1ヶ所ずつ実施することとありますが、地質調査の具体的な項目をご教示ください。また、土壌汚染調査の対象範囲は、既往調査のNエリア（調査済）範囲に含まれない北側の一部との理解でよろしいでしょうか。その場合、土壌汚染調査については、本工事に合わせて法第4条の形質変更範囲の追加範囲として届出を行う必要はないのでしょうか。 さらに、土壌汚染調査の結果、基準不適合となった場合の対策にかかる費用（指定の申請等を含む行政協議、対策工事等）は設計変更対象になると考えて宜しいでしょうか。	地質調査の具体的な項目は以下のとおりとします。 ・ボーリング調査（標準貫入試験1.0m毎 30.0mまで） また、土壌汚染状況範囲の範囲はお見込みの通りです。詳細は協議により決定します。 また、形質変更は本工事に含まれます。行政協議等についても本工事に含むものとしてお考えください。 土壌汚染調査の結果、基準不適合となった場合の対策工事にかかる費用は、別途協議により、設計変更することとします。
68	要求水準書 第1編	192	第4章	第1節	1.1	工事主要目（1）	既存施設を解体するとありますが、既存施設の建築、外構、プラントの竣工図など（解体費を積算できる詳細資料）をご提供いただけますでしょうか。	別途提供します。
69	要求水準書 第1編	192	第4章	第1節	1.1	工事主要目（3）	現状でわかる範囲の電気・給排水の供給情報・埋設状況をご教示いただけますでしょうか。	別途提供します。
70	要求水準書 第1編	192	第4章	第1節	1.1.2	対象範囲	返却地における土壌汚染対策工事は「添付資料9 土壌汚染状況調査報告書」に示されている汚染物について実施することで宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
71	要求水準書 第1編	193	第4章	第1節	1.1.3 (6)	公害防止対策 (6) ダイオキシソ類対策	事前調査に基づきダイオキシソ類へのばく露防止対策として管理区域ごとに密閉養生を施しとありますが、事前調査を行っている場合、結果をご提示いただけないでしょうか。また、本施設の稼働停止日をご教示いただけますか。	事前調査は実施しておりませんが、令和6年度実施の作業環境測定結果を別途提供します。 施設の稼働停止については、令和7年7月1日に廃止届を提出済みです。
72	要求水準書 第1編	193	第4章	第1節	1.1.3	公害防止対策 (6) ダイオキシソ類対策	ダイオキシソ類ばく露防止に関する事前調査の内容があればご提供いただけますでしょうか。	No.71と同様
73	要求水準書 第1編	194	第4章	第1節	1.1.4 (2)	関係官庁への申請手続き及び報告	三等三角点の測量成果・点の記を開示頂けないでしょうか。	開示資料はありません。
74	要求水準書 第1編	197	第4章	第2節	2.2.1	残留灰・滞留水・薬品等	施設停止後に焼却施設及び灰ビット等は清掃済みでしょうか。	ごみビット及び灰ビット清掃済みです。また排水槽等の汚水引揚げもおこなっています。

75	要求水準書 第1編	197	第4章	第2節	2.2	残留物の除去	残留物（廃棄物、什器類、汚水、油類等）に関する既往の調査結果がありましたら、ご提供いただけますでしょうか。	No.74と同様です。 薬品及び油（作動油）、什器、予備品、消耗品等の残置物は概ね撤去しています。
76	要求水準書 第1編	197	第4章	第2節	2.2.1	残留灰・滞留水・薬品等	施設地下部に湧き水が溜まっていることが想定されますが、抜き取り作業済みでしょうか。 また、滞留水は、排水処理を行えば、下水道もしくは公共水域への放流は可能と考えて宜しいでしょうか。	抜き取り作業済みですが、雨漏りにより雨水が滞留しています。公共水域への放流は可能としますが、事前に分析及び必要に応じて排水処理を行ってください。
77	要求水準書 第1編	197	第4章	第2節	2.2.2	フロン類使用機器	現場内のフロン類使用機器の数量に関するリスト等ありましたらご提供いただけますでしょうか。	パッケージエアコン3台（4kw～6kw）と家庭用エアコン1台があります。
78	要求水準書 第1編	197	第4章	第2節	2.2.4	PCB含有機器	表中の変圧器は製造メーカーの公表資料によるとPCB非含有と判断されますが、絶縁油のPCB分析なしで普通産廃処分可能と考えてよろしいでしょうか。	事前調査により、PCBの含有が確認されています。 調査結果資料を別途提供します。
79	要求水準書 第1編	197	第4章	第2節	2.2.4	PCB含有機器	PCB含有機器の処分について、PCB0.5mg/kg以下は処理処分致しますが、高濃度PCBは処理処分ができなくなり、低濃度PCBの処理処分も令和9年3月末以降はできませんので、施設内保管として宜しいでしょうか。	奈良県との協議の結果、使用中のPCB機器については令和9年3月末以降も処分できる見込みです。処分時点において、処分先がない場合に限り、施設内保管も可としますが、詳細は協議により決定します。
80	要求水準書 第1編	203	第4章	第3節	3.1	仮設工事	解体撤去工事の範囲内に指定仮設はございますでしょうか。	指定はありませんが、現施設の運営に支障がないようにしてください。
81	要求水準書 第1編	204	第4章	第3節	3.1.2.1	準備・対策 (7) 地下構造物の撤去時の地下水対策	地下水を処理した後の排水先河川や排水箇所の指定はない認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
82	要求水準書 第1編	205	第4章	第3節	3.1.2.4	仮設排水処理設備 (2) 処理装置	3) 残存汚水・汚泥等について、処理水の放流は認めないとありますが、前項3.1.2.1の(7) 地下構造物撤去時の地下水対策において、ダイオキシン類濃度で環境基準を超える地下水が確認された場合、環境基準以下に処理した処理水は河川放流してもよろしいでしょうか。	関係機関との協議によります。
83	要求水準書 第1編	207	第4章	第3節	3.2.1.5 (4)	除染状況の確認	除去完了検査は、技術士（衛生工学部門・廃棄物・資源循環）又は同等と認められる資格を有するものが行うとありますが、技術士と同等と認められる資格とはどのような資格を示すのか具体的に教えてください。	技術士（衛生工学部門・廃棄物・資源循環）を原則とし、他の資格は協議によるものとします。
84	要求水準書 第1編	209	第4章	第3節	3.2.2.1 (4)	一般事項	除去完了の確認検査は、建築物石綿含有建材調査者又は同等と認められる資格を有するものが行うとありますが、建築物石綿含有建材調査者と同等と認められる資格とはどのような資格を示すのか具体的に教えてください。	建築物石綿含有建材調査者を原則とし、他の資格は協議によるものとします。
85	要求水準書 第1編	209	第4章	第3節	3.2.2.2 (1)	除去工法	仕上塗材を除去する場合、周辺環境への飛散防止として、足場全体を隔離シート等で囲い養生をすればよいとされています。一方p210の3.2.2.3(7)では、外壁仕上塗材等の石綿除去は、吹付け石綿に該当するものとして扱った作業場所の隔離、セキリティゾーンの設置、負圧集塵機の設置を行うとありますが、除去条件、仕様はどちらが正でしょうか。	要求水準書に記載の通り、仕上塗材を除去する場合は、石綿則第6条第1項、または石綿則第6条第1項ただし書きに基づく同等以上の効果を有する処理工法とします。
86	要求水準書 第1編	212	第4章	第3節	3.4.1	一般事項 (2)	「工事着手前に～埋設配管等の位置や利用状況について調査を行い、報告書を作成」とありますが、その調査実施に当たり現況の配管の埋設位置の確認できる最新の図面資料をいただけますでしょうか。	別途提供します。

87	要求水準書 第1編	214	第4章	第3節	3.5.2 (3)	仮設排水処理設備の処理水	工事前測定段階で処理水は発生していないと考えられますが、何を測定対象（本項では処理水と記載）とするのか具体的に教えてください。 また、p217 表-4.1の工事前処理排水の重金属類の分析項目は、生活環境項目及び健康項目となっており、本項記載の測定項目と異なっております。どちらが正でしょうか。	工事前測定の処理水は不要とします。
88	要求水準書 第1編	215	第4章	第3節	3.5.4 (2)	除染排水の処理水	処理水の廃棄に伴う分析項目のうち、排水基準項目は処分先が要求する項目のみでよろしいでしょうか。 また、除染排水の処理水を循環再利用する際の管理項目及び基準は、p205 3.1.2.4(2)2)示すもののみで宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
89	要求水準書 第1編	218	第4章	第3節	3.5.8	調査方法	表-4.2において、水質の重金属調査方法等欄で示される文献は廃版になっております。改めて、拠り所とする調査方法をお示し下さい。	「水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づく環境大臣が定める測定方法」（環境省）を正とします。
90	要求水準書 第1編	218	第4章	第3節	3.5.8 3.5.9	調査方法 管理基準値	表-4.2、-4.3において、土壌及び水質を対象とした重金属の調査測定項目と表-4.1に示される調査分析項目に違いがあるように思われますが、どちらが正でしょうか。	表-4.2及び表-4.3を正とします。
91	要求水準書 第1編	222	第4章	第4節		土壌汚染対策工事	基準不適合区画内の基礎及び杭を撤去するにあたり、それぞれの位置関係を正確に把握致したく、CADデータ（単位区画と既存建物情報が入力されているもの）のご提供をいただけないでしょうか。	CADデータはございません。
92	要求水準書 第1編	222	第4章	第4節		土壌汚染対策工事	土壌汚染調査の結果に伴い土壌汚染対策工事による工期の見直し（工期延長）が必要となった場合は、設計変更対象となると考えて宜しいでしょうか。	土壌汚染区域（状況調査結果及びみなし汚染区域）を明示しており、工期の見直しは原則として行いません。また、設計変更対象となりません。
93	要求水準書 第1編	222	第4章	第4節	4.1	土壌汚染調査	本工事における形質変更範囲には、既往調査範囲（Nエリア）の一部が含まれると考えます。 Nエリアの土壌調査後、法第4条の届出等がなされているのであれば、届出書類をご提供いただけないでしょうか。	別途資料を配布します。
94	要求水準書 第1編	222	第4章	第4節	4.1	土壌汚染調査	本工事における形質変更範囲には、未調査範囲が含まれており本工事にて土壌汚染状況調査を行なうとの理解でよろしいでしょうか。 なお、Sエリア土壌汚染状況調査に基づき、法第4条の届出（基準不適合区画となった範囲の指定の申請手続きを含む）はなされているのでしょうか。	お見込みのとおりです。 法第4条の届出は実施しておらず、本工事にて実施するものとしてください。
95	要求水準書 第1編	222	第4章	第4節	4.1	土壌汚染調査	「添付資料9 土壌汚染状況調査報告書」について、同報告書のP3の表1-2 調査数量一覧にあります「廃棄物層の調査」（地表より約7.5m程度までを想定）9地点の地質柱状図がありましたらご提供いただけますでしょうか。	別途提供します。
96	要求水準書 第1編	222	第4章	第4節	4.3	廃棄物層、汚染みなし区域内の汚染土壌除去	汚染みなし区域とされる範囲（平面）を具体的にお示し下さい。 汚染みなし区域の深度方向は、4.3(3)のGL-19mまでとの理解でよろしいでしょうか。 また、汚染みなし区域の汚染項目は全て土壌溶出基準超過、第2溶出量基準未満かつ土壌含有量基準適合、地下水基準適合と考えて宜しいでしょうか。	汚染みなし区域は、「添付資料9 土壌汚染状況調査報告書」に示す、Sエリアの調査対象地以外の範囲です。深度方向は、GL-19mまでとします。 また、汚染みなし区域の超過している基準は以下の通りとお考えください。 鉛及びその化合物：土壌含有量基準及び土壌溶出量基準 砒素及びその化合物：土壌溶出量基準 フッ素及びその化合物：土壌溶出量基準 なお、その他の汚染項目が基準超過している場合であっても適切な汚染対策及び適正に処理してください。
97	要求水準書 第1編	222	第4章	第4節	4.3 (2)	廃棄物層、汚染みなし区域内の汚染土壌除去	返却地において土壌調査の結果、汚染が認められた場合はその撤去費用は精算対象とするという理解で宜しいでしょうか。	指定区域の届出を行う予定であり、撤去は不要であるため、精算対象ではありません。

98	要求水準書 第1編	222	第4章	第4節	4.3 (3)	廃棄物層、汚染みなし区域 内の汚染土壌除去	本工事における形質変更範囲には、 未調査範囲が含まれており本工事にて 土壌汚染状況調査を行なうとの理解 でよろしいでしょうか。 なお、Sエリア土壌汚染状況調査に 基づき、法第4条の届出（基準不適 合区画となった範囲の指定の申請手 続きを含む）はなされているので しょうか。	No.94と同様
99	要求水準書 第1編	223	第4章	第5節	5.1	土壌汚染調査結果	土壌汚染状況調査の未調査エリアの 調査計画を行うにあたり、以下に示 す調査結果報告書等をご提供下さ い。 ①地歴調査報告書（巻末資料含 む） ②Nエリア土壌汚染状況調査報告書 （巻末資料含む） ③Sエリア土壌汚染状況調査報告書 （【添付資料9 土壌汚染状況調査 報告書】）に添付されている巻末資 料	別途資料を配布します。
100	建設業務編 添付資料5					整備内容	①及び②の整備についてですが、 フェンス周りの樹木は抜根はせず伐 採し、アスファルト舗装仕上として 宜しいでしょうか。	抜根を予定していますが、周辺に 影響が出そうであれば別途協議と します。
101	建設業務編 添付資料7						敷地南北を横断している点線は水路 の暗渠と思われますが、暗渠部の位 置や深さ、構造など記された図面等 がありましたら、ご提供いただけな いでしょうか。	別途資料を配布します。
102	建設業務編 添付資料8						焼却施設から旧福祉会館迄の給湯配 管経路図に示されている配管は本施 設内は全撤去とし、埋設配管以外を 撤去対象として宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
103	建設業務編 添付資料9	1					添付されている、土壌汚染状況調査 報告書において未調査箇所は、事業 者負担としますが、調査結果に基づ く土壌汚染対策工事はP222 に記載 されているように、別途、精算して いただけるものと考えて宜しいで すか。	お見込みの通りです。
104	建設業務編 添付資料11						既存施設の竣工図面は前回、いただ いた図面を正として宜しいですか。	改めて配布します。
105	要求水準書 第2編	1	第1章	第1節	3. (1)	マテリアルリサイクル施設 【内訳】	かん・びんごみは、混載状態で搬入 されるとして宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
106	要求水準書 第2編	7	第1章	第3節	15	災害発生時の協力	「・・・運営事業者はその保管、処 理処分協力すること。」とありま すがこの場合の対価の支払いは「運 営変動費」で、対応規模によっては 固定費の見直しもあるとの理解で よろしいでしょうか。	原則として変動費での見直しとし ますが、詳細は協議により決定し ます。
107	要求水準書 第2編	9	第2章	第4節	4	契約金額の変更	「ただし、委託契約書の物価変動等 の定めによるところはこの限りで ない。」とありますが、基本契約書 （案）、運営・維持管理業務委託契 約書（案）ともに物価変動の記載が ないように見受けられますが、入札 説明書添付資料-5「本事業におい て本市が事業者を支払う対価につい て」4 物価変動による改定の内容 と同等と理解してよろしいでしょ うか。	お見込みの通りです。
108	要求水準書 第2編	13	第2章	表2. 2-1		運営・維持管理必要資格 （参考）	第3種電気主任技術者の配置は、電 気事業法施行規則第52条第2項の規 定による保安管理業務外部委託承認 制度により、保安協会へ委託するこ とも可能と考えてよろしいでしょ うか。	お見込みの通りです。
109	要求水準書 第2編	15	第4章	第2節		本施設の運転管理 （3）	「運営事業者は本業務に必要な重機 類・車両等を用意すること。」とあ りますが、既存施設からの流用をお 考えの車両、重機の台数、仕様をご 教えてください。また流用する重機 類、車両等についての運営期間中の 点検、補修、更新は当社の所掌外と してよろしいでしょうか。	既存施設からの流用は考えていま せん。
110	要求水準書 第2編	15	第4章	第2節		本施設の運転管理 （3）	「運営事業者は本業務に必要な重機 類・車両等を用意すること。」とあ り、車両10tと記載がありますが、 車両10tの用意は必須ではなく、提 案によると考えてよろしいでしょ うか。	お見込みの通りです。

111	要求水準書 第2編	15	第4章	第3節	1	搬入管理（施設棟エリア）	「（2）運営事業者は、直接搬入者が荷下ろしを行う際には、適切な指示及び補助を行うこと。」とありますが、添付資料（運営編）1 運営・維持管理業務 業務分担表(4) 案内・指示 直接搬入エリアの記載には、発注者の主分担：○となっており、齟齬がございます。 また、16項 2. 搬入管理（一般持込エリア）の搬入管理業務についても、「原則発注者が行う」との記載がありますので、発注者の主分担という認識でよろしいでしょうか。	この場合の直接搬入者とは、一般持込エリア以外の直接搬入者に対する指示及び補助を指します。 なお、一般持込エリア以外の直接搬入者とは多量の一般持込者など一般持込エリアでは対応できない搬入者を想定しています。
112	要求水準書 第2編	15	第4章	第3節	1	搬入管理（施設棟エリア）	「（3）運営事業者は、展開検査を実施すること。」とありますが、想定されている実施頻度についてご教示いただけますでしょうか。	年に3～5回程度と考えますが、詳細は協議により決定します。
113	要求水準書 第2編	15	第4章	第3節	1. (3)		展開検査の頻度は、運営事業者にて決定して宜しいでしょうか。	No.112と同様
114	要求水準書 第2編	17	第4章	第3節	8	資源物等の取り扱い	資源物は引取業者が搬出するものとして、カン・ビン・ペットボトル・その他プラスチック・鉄くず・紙類・古布・廃食用油等で、引取業者への車両の積込作業及び積込機材の準備は事業者が行う。貴市が搬出するものは、剪定枝葉、伐採木・埋立不燃・小型家電（貴市がコンテナを設置）等で市の車両への積込作業及び積込機材の準備は事業者が行う。と考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
115	要求水準書 第2編	17	第4章	第3節	8	資源化物等の取扱い	「これらの資源化物を発注者が指定する引き取り業者へ引き渡すものとし、機材の準備から積み込みまで行うこと。」とありますが、保管容器（ドラム缶やパレットなど）はすべて運営事業者にて準備するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
116	要求水準書 第2編	25	第8章	第1～4節		保安・清掃業務	第3節に記載されている外構（植栽・道路・駐車場等）管理は本施設分をとし、中継施設は清掃業務のみと考えて宜しいでしょうか。	中継施設側の外構も含みます。
117	要求水準書 第2編	25	第8章	第4節		清掃業務（本施設以外）	クリーンセンター敷地内（中継施設棟、通路、側溝等外構設備を含む）とありますが、具体的な清掃範囲の詳細をご教示いただけますでしょうか。	中継施設棟内の清掃範囲については、添付資料のとおりです。外構についてはNo. 116のとおりです。 なお、清掃業務は、令和12年4月から実施することとします。
118	要求水準書 第2編	25	第8章	第5節		施設警備・防犯	第5節に記載されている施設警備・防犯は現在、契約されていると思われる中継施設の警備保障を含め、施設全体の警備保障契約を事業者が負担すると言う意味として考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。 なお、施設警備業務等は、令和12年4月から実施することとします。
119	要求水準書 第2編	26	第9章			住民対応業務	第9章に記載されている住民対応業務は本施設を対象とし、中継施設は除外されていると考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
120	要求水準書 第2編	26	第9章	第2節		見学者対応	見学者の受付及び説明については原則予約となるため、見学時のみ受付に職員を配置する認識でお間違え無いですでしょうか。また見学者予約状況については発注者より情報提供いただけると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
121	要求水準書 第2編	32	第11章	第1節		書類による確認	表11.1-1 9項は、本業務がSPCではなく、弊社単独企業が実施するため、不要として宜しいでしょうか。	要求水準書に記載の通り、提出ください。なお、詳細は協議により決定します。
122	要求水準書 第2編	34	第12章			契約期間終了時のモニタリング	「運営・維持管理開始後 15 年目に、事業期間終了後の本施設等の取扱について、協議を開始する。」とあり、また、「事業終了時までに、協議の結果を反映した修繕計画書に基づき修繕を行う。」となりますので、この修繕計画はあくまで貴市の確認を受けたものであり、事業終了以降の数年間の修繕内容を反映した、改修工事計画であれば、引渡しができると解釈して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。詳細は現場状況や修繕計画等により判断します。
123	運営・維持管理業務編 添付資料3					福祉団体からの雇用人数	福祉団体の雇用人数は福祉団体と協議し、必要人数を確保するという考えで宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。

124	基本契約書 (案)	2	第5条	1	入札説明書の優先順位	「本基本契約、……本基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約、質問回答書、要求水準書、入札説明書、事業提案書の順にその解釈が優先するものとする」と記載されていますが、質問の回答と契約書で齟齬があった場合は、契約書が修正され、齟齬が解消されと考えると宜しいでしょうか。	公表している契約書は現時点での案であり、契約前に必要に応じて修正します。
125	基本契約書 (案)	3	第8条の2	2	建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約についての協議	「受注者は、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の締結のための協議にあたり、本事業の落札者選定手続きにかかる「大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業者選定委員会」の要望事項、指摘事項を実現するよう努めること」と記載されていますが、直接、選定委員会から要望事項、指摘事項が受注者に指示されるのではなく、その内容は貴市から受注者に指示するとの解釈で宜しいですか。	お見込みの通りです。
126	建設工事請負契約書(案)	2	第1条	2	2号	建設工事請負契約書(案)は契約時に協議により決定するとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
127	建設工事請負契約書(案)	28	第64条	2		「受注者が地域経済への貢献金額に係る提案を達成できない場合には、受注者は、次の式により算定される金額を、履行期間の終期から30日以内に発注者に支払うものとする。」とありますが、関心表明書を取得し、採用を予定していたにもかかわらず、金銭等の条件が折り合わず、やむなく不採用となった場合、上記の条文に続く「ただし、当該未達成の発生が受注者の責によらないと発注者が認めた場合」に該当すると考えて宜しいでしょうか。	受注者の責となります。金銭等を含めて関心表明書を得るようにしてください。
128	運営・維持管理業務委託契約書(案)	12	第46条	3		「発注者が後任事業者を選定し、後任事業者が本業務を継承するまで、本委託契約の終了にもかかわらず、本業務を継続することとする」と記載されていますが、契約終了後の引継義務について、引継期間の上限、継続運営期間の上限についてご教示ください。	落札者決定後の協議により決定します。
129	運営・維持管理業務委託契約書(案)	12	第46条	6		「発注者は、第1項の場合、本施設につき、基本性能を充足しているか検査を行うことができ」と記載されていますが、基本性能とは要求水準書第1編P124.2.1 公称能力、P18 4.6 処理条件、P20 5.1 公害防止基準及び単体機器能力の意味と解釈し、汚れ・能力以外の経年劣化・塗装剥離等は除外されるとして宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。なお、汚れの清掃やタッチアップ塗装等により美観に務めるようにしてください。
130	その他					敷地測量(登記関連)は完了しており、地積測量図の作成、境界標石の設置等(復旧は除く)、地目変更等は本事業において発生しないと考えてよろしいでしょうか。また、発生する場合は発注者の所掌と考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
131	その他					既存の全体配置のCADデータは前回いただいたものを正として宜しいでしょうか。	改めて配布します。
132	その他					焼却施設は解体機器の一部に付着するばいじん等を除き、ごみビット内ごみ、燃えがら、作動油(油圧ユニット内作動油を含む)、薬品など残置されるものはないとして宜しいでしょうか。また、本施設稼働後に解体撤去する粗大ごみ処理施設等の残置物(作動油、薬品、備品、什器類、予備品、消耗品類等)の撤去・処分は事業者に含まれるものとして宜しいでしょうか。また、その場合は産業廃棄物として扱い、処理をしても宜しいでしょうか。それとも現施設での場内処理とするのでしょうか。	ごみビット及び灰ビット清掃済みです。また排水槽等の汚水引揚げもおこなっています。薬品及び油(作動油)、什器、予備品、消耗品等の残置物は概ね撤去しています。粗大ごみ処理施設等の残置物(作動油、薬品、備品、什器類、予備品、消耗品類等)の撤去・処分は事業者が産業廃棄物として処分してください。
133	その他					解体対象施設建設当時の地下部掘削、土留め等の写真があればご提供いただけませんか。	写真はございません。